

西宮市立郷土資料館報

平成 22 年度 (2010)

	目次
I 西宮市立郷土資料館の運営	p. 1
1 常設展示	p. 1
2 特別展示	p. 6
3 特集展示	p. 6
4 指定文化財公開	p. 6
5 今月のアラカルト	p. 7
6 教育普及	p. 8
7 共催・後援事業	p.10
8 資料の収集・保存・調査・研究	p.11
9 文化財調査ボランティア	p.13
II 郷土資料館分館名塩和紙学習館の運営	p.14
1 平成 22 年度利用状況	p.14
2 教育普及	p.15
III 西宮市立郷土資料館条例および施行規則	p.16

Ⅰ 西宮市立郷土資料館の運営

1. 常設展示（平成 23 年 3 月 31 日現在）

西宮の歴史をテーマに郷土発展のあゆみを、実物資料・模型・ジオラマ・パネルによって、視覚的・立体的に構成し、郷土の歴史・文化に関する知識と理解を深めることができるように展示した。

常設展示資料数

実物：220 点、複製：10 点、模型：3 点、ジオラマ：1 点、パネル：81 点、子ども向けパネル：16 点、図：7 点、写真：57 点、年表：4 点 合計：399 点

(1) テーマ 西宮の歴史 西宮の歴史を概観し、その発展の過程を理解する。

(2) 展示

i わたくしたちのまち にしのみや

現在の西宮を代表する景観・情景を、写真で紹介する。

<パネル> 船坂の寒天づくり / 山口町の竹細工 / 名塩の紙すき / 名塩の斜行エレベーター / 山口町の農村風景 / 鷲林寺の紅葉 / 北山緑化植物園 / 仁川渓谷 / 学園花通り / 門戸厄神の大祭 / 航空写真 / 武庫川の夕暮れ / 阪神甲子園球場 / 今津小学校の六角堂 / 西宮ヨットハーバー / 旧甲子園ホテル

ii 西宮の地形

市域の地勢を地形模型で紹介する。

<模型> 1 万分の 1 地形模型

iii 西宮の文化財

市域内の国・県・市の指定文化財を紹介する。

<パネル> 木造大日如来坐像（西広寺） / 木造善導大師坐像（昌林寺） / 絹本着色四社明神画像（永福寺） / 善恵上人伝絵（浄橋寺） / 西宮神社表大門 / 公智神社神輿殿 / 西宮の文化財（地図） / 海清寺の大クス / 浄橋寺石造五輪塔 / 石造七重塔（鷲林寺） / 指定文化財一覧 / 甲山湿原 / 灘西造用具一式 / 山口袖下踊り / 関西学院構内古墳石室 / 青石古墳

自然史

1 西宮の基盤

西宮地方の成り立ちを自然史の分野から概観する。

<実物> 神戸層群の珪化木 / 有馬層群・流紋岩 / 甲山安山岩 / 六甲カコウ岩 / 丹波層群

<パネル> 広い海の時代 / 火の海列島時代 / 甲山の誕生・神戸層群古地理図

2 西宮の誕生 I

人類時代の西宮

<実物> 神戸層群の植物化石 / ラリックス層の植物化石（チョウセンゴヨウ / メタセコイヤ / エゴノキ / イラモミ / シリプトビシ） / アカシゾウの牙 / 満池谷層の植物遺体包含層剥ぎ取り標本

<パネル> 寒冷な時代 / 温暖な時代 / マチカネワニ / アカシゾウ

3 西宮の誕生 II

<実物> 沖積層 / 中位段丘の礫層 / 高位段丘の赤色泥 / アズキ火山灰 / 大阪層群 / 丹波層群

<パネル>六甲山地の形成 / 高位段丘 / 航空写真 / 中位段丘 / 六甲山東麓から尼崎平野断面図

原始

原始・古代の人々の生活を、考古資料によって概観する。

<年表>先土器時代 / 縄文時代 / 弥生時代 / 古墳時代

<図>先土器時代地図 / 縄文時代遺跡分布図 / 弥生時代遺跡分布図(西摂) / 古墳分布図(西摂)

<写真>西宮市苦楽園六番町出土ナイフ形石器 / 芦屋市岩ヶ平出土ナイフ形石器 / 宝塚市出土有舌尖頭器 / 芦屋市朝日ヶ丘遺跡出土石器 / 大阪市森の宮遺跡貝層 / 大阪市長原遺跡出土土器 / 尼崎市田能遺跡出土弥生土器 / 芦屋市会下山遺跡遠景 / 西宮市津門出土銅鐸 / 宝塚市中山出土銅鐸 / 芦屋市会下山遺跡出土鉄器 / 宝塚市安倉古墳出土鏡 / 宝塚市万籟山古墳竪穴式石室 / 神戸市五色塚古墳 / 西宮市越水山遺跡竪穴住居跡 / 西宮市関西学院構内古墳 / 宝塚市白鳥塚家形石棺 / 宝塚市中山荘園古墳

4 稲作のはじまり

<実物>仁川高台遺跡出土遺物 6点 / 甲子園口遺跡出土遺物 3点 / 越水山遺跡出土遺物 3点

<複製>津門出土の銅鐸 / 甲山山頂出土の銅戈

<パネル>弥生時代の集落 / 箕面市如意谷出土銅鐸 / 弥生時代の水田・石庖丁 / 青銅器出土地 / 越水山遺跡の竪穴住居・越水山遺跡の竪穴住居の炉跡 / 弥生時代竪穴住居内部推定図 / 銅鐸の鋳造

<こども向けパネル>いしぼうちょう / どうか

5 古墳文化の拡大 I

<実物>具足塚古墳出土遺物 46点

<パネル>具足塚古墳石室 / 関西学院構内古墳 / 具足塚古墳石室内部 / 関西学院構内古墳石室実測図 / 具足塚古墳 / 上ヶ原台地北半部の古墳

6 古墳文化の拡大 II

<実物>八十塚古墳群の古墳出土遺物 38点

<パネル>八十塚古墳群古墳位置図 / 老松3号墳石室・苦楽園五番町5号墳石室 / 八十塚古墳群 / 古墳から出土する須恵器

<こども向けパネル>みみかざり

古代・中世

社寺の文化遺産と地域との関わりを、歴史のなかれの中で概観する。

<年表>

<写真>複弁蓮華文軒丸瓦(神呪寺) / 木造不動明王坐像(神呪寺) / 浄橋寺梵鐘 / 木造如意輪観音坐像(神呪寺) / 善恵上人伝絵(浄橋寺) / 虎鬚師鍊画像(茂松寺) / 西宮神社大練塀 / 公智神社神輿殿 / 極楽寺弥陀石仏 / 浄橋寺石造五輪卒塔婆 / 浄橋寺石造五輪塔

7 神社仏閣が語るもの I

<複製>善恵上人伝絵 / 石造露盤(浄橋寺)

<パネル>公智神社神輿殿 / 西宮神社大練塀

8 神社仏閣が語るもの II

<実物>笠塔婆 / 石造五輪塔

<複製>弥陀石仏(極楽寺)

<パネル>宝篋印塔(西方寺) / 石造五輪塔(浄橋寺) / 石造七重塔(鷲林寺)

近世

江戸時代の西宮地方に発達した、産業・交通・文化の特質を概観する。

<年表>

<写真>西宮神社表大門/摂州有馬郡生瀬村馬借村絵図(浄橋寺)/上総九十九里地引綱大漁獵正写之図/酒づくり風景(「摂津名所図会」)/耕織図屏風/菱垣新綿番船川口出帆之図/新西番船入津繁栄図/摂州名塩村の紙漉図(「筑紫紀行」)/西宮宿(「山崎通分間延絵図」)/越木岩神社のおかげ踊り図絵馬(越木岩神社)/今津灯台/摂海に入ったロシア軍艦ジアナ号/豊饒御陰参之図

9 農・漁業の発達

<実物>上総九十九里地引綱大漁獵正写之図/摂津名所圖会/山海名産圖会 3点

<パネル>地曳き網の図

<こども向けパネル>めいしよずえ

10 西宮・今津の酒造り

<実物>酒造道具の図を集めた本/新撰銘酒寿語録/名酒づくし

<複製>酒株札

<パネル>酒づくり風景(「摂津名所図会」)/酒造史年表/摂泉十二郷の地域図

<こども向けパネル>さけかぶいふだ

11 名塩紙

<実物>青箔下間似合/カブタ土/玉子間似合/尼子土/銀箔打原紙/蛇豆土/箔下間似合/東久保土/漉舟株札/藩札 13点

<パネル>名塩の紙ができるまで/純雁皮紙(生漉)電子顕微鏡写真/雁皮紙(泥土入)電子顕微鏡写真

<ジオラマ>名塩の紙漉場

<こども向けパネル>なじおの土/はんさつ/かみすきば

12 西宮宿

<複製>行程記

<パネル>西宮の町場

<図>西宮宿の図

13 生瀬宿

<複製>摂州有馬郡生瀬村馬借村絵図

<パネル>摂州有馬郡生瀬村馬借村絵図解説

<模型>生瀬宿の町並み(30分の1)

<図>生瀬宿の図

14 灘酒の海上輸送と樽廻船

<実物>和磁石 5点/新西番船入津繁栄図/船鑑札/新西番船一番の杯/入船祝はっぴ

<複製>鳥羽日和山方角石/新西番船一番札

<模型>樽廻船(20分の1)

<パネル>常夜灯/近世末期における主要航路図/輸送比較表/和船各部位名称図(弁財型)

<こども向けパネル>たるかいせん/わじしゃく/さかづき/はっぴ

民俗

15~17 西宮の米づくりと年中行事

<実物><くわ/すき/田植え用縄/田植え杵/からすき/田ぐつ/まぐわ/千歯こき/草取り器/がんづめ 2点/鎌 2点/万石

通し/ふるい/箕/唐箕

<パネル> 西宮の米づくりと年中行事

<こども向けパネル> まぐわ/がんづめ/とうみ

<こども向けラベル> くわ/すき/田うえ用なわ/からすき/まぐわ/くさとりき/がんづめ/かま/せんばこき/まんごくどおし/とうみ/み

近・現代

明治維新と近代化へのあゆみ

<年表>

<写真> 大阪-神戸間の鉄道時刻表・運賃表/武庫郡今津学校ノ図/旧辰馬喜十郎住宅/旧辰馬喜十郎酒蔵/阪神電車開通の広告/阪急電車の開通(写真/ポスター)/甲東村住宅地の開発/今津発電所/完成間近の阪神甲子園球場/阪急西宮球場の開設/阪神武庫川線の三線軌条式線路/接收中の阪神甲子園球場/第19回全国選抜中等学校野球大会/上ヶ原文教住宅地区/武庫川団地

<図> 市域の拡大

18 近代化へのあゆみ

産業・交通における文明開化の状況を資料を通して概観する。

<実物> 苦楽園のはがき 9点/香櫨園のはがき 7点/甲陽園のはがき 15点

<パネル> 土地開発の進展

<こども向けパネル> ウォーターシュート

19 教育の普及

明治時代後半期から第2次世界大戦までの学校教育を教科書を通して概観する。

<実物> 明治37年から昭和15年までに刊行された国定教科書 18点

<パネル> 明治30年代後半の小学校の様子(写真) 4点/就学児童数の変遷

<こども向けパネル> きょうかしよ

(3) 平成22年度利用状況

a. 常設展示室入場者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開館日数	26	26	26	27	26	26	27	25	24	23	18	21	295	
個人入場者数	2,347	1,945	1,574	2,038	2,735	2,026	2,750	2,603	2,389	3,606	3,164	2,245	29,422	
学校 団体	団体数	0	1	1	0	0	1	2	0	1	5	1	0	12
	入場者数	0	177	21	0	0	212	294	0	150	682	94	0	1,630
一 般 団 体	団体数	2	1	1	1	1	2	2	4	0	2	1	1	18
	入場者数	30	20	13	42	25	90	187	174	0	146	10	10	747
入場者数合計	2,377	2,142	1,608	2,080	2,760	2,328	3,231	2,777	2,539	4,434	3,268	2,255	31,799	

b. 団体利用者一覧

学校団体

番号	月	日	団体名	人数	備考
1	5	21	甲陽園小学校3年生	177	
2	6	24	香櫨園小学校2年生	21	
3	9	12	高木小学校3年生	212	
4	10	20	北夙川小学校3年生	150	
5	10	29	小松小学校3年生	144	
6	12	10	瓦林小学校3年生	150	
7	1	18	大社小学校3年生	101	
8	1	18	甲子園浜小学校3年生	121	
9	1	18	香櫨園小学校3年生	172	
10	1	19	浜脇小学校3年生	191	
11	1	21	今津小学校3年生	97	
12	2	1	平木小学校3年生	94	
			合計	1,630	

一般団体

番号	月	日	団体名	人数	備考
1	4	2	イイナ会	19	
2	4	6	歩こう会	11	
3	5	18	池田歩こう会	20	
4	6	2	大社白寿会	13	
5	7	8	尼崎郷土史学会	42	
6	8	18	社会科教育研修	25	
7	9	1	橿原考古学研究所友史会	70	
8	9	5	ヘリテージマネージャ講習会	20	
9	10	8	吹田郷土史研究会	37	
10	10	31	NHK兵庫史を歩く	150	
11	11	2	教務センター研修	20	
12	11	10	神原公民館	15	
13	11	11	段上公民館	9	
14	11	23	遊史会	130	
15	1	15	神戸ウォーキング協会	136	
16	1	26	36会ハイキング同好会	10	
17	2	15	神戸女学院	10	
18	3	18	西宮ロータリークラブ	10	
			合計	747	

団体合計 30団体 2377人

c. その他の利用

主催講座等の参加者数：497人

資料特別利用数：23件・23人・資料数1256点

(4) 臨時休館期間

期間	目的
平成23年2月4日(金)～2月10日(木)	特別展示設営のため
平成23年3月22日(火)～3月27日(日)	特別展示撤収・常設展示復旧のため

2. 特別展示

第26回 西宮の山岳信仰

平成23年2月11日(金)～3月20日(日)午前10時～午後5時(開館日数：33日間)

総観覧者数：4842人、一日平均観覧者数：146.7人

展示資料数：85点(掛け軸 3点/櫃/鉢/岩組のバジ 4点/法螺貝/錫杖 3点/縄 2点/掛け軸 3点/花器/燭台/輪袈裟 3点/錫杖 2点/手甲/行者足袋/法螺貝 2点/輪袈裟/鈴/錫杖/行者足袋/脚絆/兜巾/法螺貝/引磬/片岡栄光書 2点/手ぬぐい/座護摩の釜/攝津國名所大繪圖/鷲林寺勸進帳/柴燈大護摩供次第(昭和28年)/柴燈大護摩供養次第(昭和31年)/修験道行者勤行集/柴燈大護摩供次第/神変大菩薩報恩式次第/輪袈裟大峯山龍泉寺のバジ/貝の緒/兜巾/錫杖/柴燈護摩の護摩壇(1/3模型)/法弓作法/法弓の弓/法螺貝/尼崎領山伏宗門御叱帳 2点/カンマン羽織/石碑/絵はがき/絵はがき/白山権現石の宝殿のパネル/手甲/脚絆/引敷/篠懸/輪袈裟/笠/引敷/貝の緒/篠懸/絵はがき 4点/法螺貝/錫杖/桧扇/扇子/錫杖 3点/金剛杖)

タイトルパネル：2点

解説パネル：27点

写真パネル：23点

解説キャプション：6点

キャプション：61点

場所：常設展示室

3. 特集展示

第33回 古地図にみる西国街道

平成22年9月28日(火)～10月31日(日)(開館日数：28日間)

展示資料数：5点(子年虫入二付御巡見様御通筋繪図/鯨池付近三新田溝筋繪図/下大市村繪図/西宮町浜繪図/三か村立会繪図)

場所：常設展示室

4. 指定文化財公開

平成22年度 今津の文化財(西宮市指定文化財「今津灯台」)

平成22年11月2日(火)～11月28日(日)(開館日数：24日間)

展示資料数：7点(今津灯台模型/今津灯台建設許可立札/今津村繪図 2点/今津町屋繪図/今津先賢遺文集/西宮今津砲台建造日記)

場所：常設展示室

5. 今月のアラカルト

4月号 ハイキング地図・武庫川溯行コース

平成22年4月6日(火)～4月25日(日)

展示資料数：1点(ハイキング地図「武庫川溯行コース」)

場所：常設展示室

5月号 卵焼器

平成22年4月27日(火)～5月30日(日)

展示資料数：1点(卵焼器)

場所：常設展示室

6月号 西宮樽廻船并荒荷建名前帳

平成22年6月1日(火)～6月27日(日)

展示資料数：1点(西宮樽廻船并荒荷建名前帳)

場所：常設展示室

7月号 生瀬温泉と湯屋

平成22年6月29日(火)～8月1日(日)

展示資料数：1点(湯屋取締規則第二條ノ各項・湯屋営業願・浴場構造方法書)

場所：常設展示室

8月号 いろいろなかぶりもの

平成22年8月3日(火)～9月5日(日)

展示資料数：16点(山高帽3点/パナマ帽3点/シルクハット3点/カンカン帽2点/中折れ帽/すげ笠3点/ばっちょ笠)

場所：常設展示室

9月号 干鰯屋定目

平成22年8月31日(火)～9月26日(日)

展示資料数：1点(定目(干鰯屋)(宝暦10年～天保10年))

場所：常設展示室

12月号 威鉄砲

平成22年11月30日(火)～12月28日(日)

展示資料数：8点(威鉄砲2点/鉄砲御改帳(宝暦2年)/鉄砲御改請書(明和9年)/鉄砲御改請書(享和3年)/無玉威鉄砲書物写入/有害鳥威銃砲除願/火薬譲受願)

場所：常設展示室

1月号 銀札、発行

平成23年1月5日(火)～2月3日(日)

展示資料数：1点(木板代金請求書)

場所：常設展示室

6. 教育普及

郷土の歴史と文化をより深く理解してもらうために、講座・講演会の開催、出版、広報を行った。

(1) 講座・講演会

a. 第26回 親と子の郷土史講座(平成22年8月21日～23日、参加人数のべ126人)

平成22年8月21日(土)午前10時～11時30分

西宮の民話-水にまつわるお話し- 小山修治郎氏(北夙川小学校)

甲子園の歩み-大正・昭和・平成- 房村垂矢氏(鳴尾東小学校)

参加人数:29人

場所:郷土資料館講座室

平成22年8月21日(土)午後1時～2時30分

古代人体験-石庖丁をつくろう- 西本英典氏(名塩小学校) 羽島優子氏(西宮浜小学校)

参加人数:29人

場所:郷土資料館常設展示室ほか

平成22年8月22日(日)午前10時～11時30分

西国街道をしらべよう 梅木紀男氏(段上小学校)

西宮の歴史あれこれ-大昔から近世の歴史をたどって- 金井温宏氏(平木小学校)

参加人数:19人

場所:郷土資料館講座室

平成22年8月22日(日)午後1時～2時30分

生瀬を味わおう-ウィルキンソンの工場がありました- 國村 真氏、宮崎麻貴氏(生瀬小学校)

参加人数:19人

場所:浜協公民館実習室

平成22年8月23日(月)午前9時～午後5時

臨地学習会-泉南の古代史をめぐる-

参加人数:30人

場所:西陵古墳(大阪府岬町)・古代史博物館(大阪府泉南市)

b. 歴史ハイキング

第28回 三田の文化財をめぐる

平成22年5月22日(土)午前9時30分～午後4時

参加人数:28人

第29回 西宮宿から今津灯台へ

平成22年11月20日(土)午前9時30分～午後0時30分

参加人数:34人

d. 西宮市立郷土資料館・宮水学園自主グループ「ミレニアム2000 西宮」共同開催 西宮市立郷土資料館講座

平成22年4月21日(水)午後1時30分～午後3時

第10回「高畑町遺跡第7次発掘調査速報-西宮の新古代史像-」合田茂伸(当館職員)

参加人数:30人

場所:西宮市教育文化センター講座室

平成22年6月23日(水)午後1時30分～午後3時

第11回「西宮の廻船と西廻り航路」細木ひとみ(当館職員)

参加人数:89人

場所:西宮市教育文化センター講座室

平成22年8月16日(水)午後1時30分～午後3時

第12回「名塩紙と藩札」西川卓志(当館職員)

参加人数:61人

場所:西宮市教育文化センター講座室

平成22年10月20日(水)午後1時30分～午後3時

第13回「西国街道と西宮の村」衛藤彩子(当館職員)

参加人数:99人

場所:西宮市教育文化センター講座室

平成22年12月22日(水)午後1時30分～午後3時

第14回「今津の歴史と伝承」依谷和子(当館職員)

参加人数:86人

場所:西宮市教育文化センター講座室

平成23年2月16日(水)午後1時30分～午後3時

第15回「西宮の山岳信仰」早栗佐知子(当館職員)

参加人数:114人

場所:西宮市教育文化センター講座室

(2) 出版

- a. 『行事予定表』
- b. 『西宮の山岳信仰』(西宮市立郷土資料館第26回特別展示案内図録)
- c. 『特別展示ポスター』
- d. 『特別展示チラシ』
- e. 西宮市文化財資料第56号「西宮の祭礼(1)兵庫県西宮市のだんじり調査報告書」
- f. 『西宮歴史調査団年報 2009年度版』
- g. 『西宮市教育文化センター 西宮市立郷土資料館報 平成21年度』
- h. 『研究報告』第九集
- i. 『西宮市立郷土資料館ニュース』第34号
- j. 『西宮市立郷土資料館ニュース』第35号
- k. 『親と子の郷土史講座ポスター』
- l. 『親と子の郷土史講座チラシ』

(3) 広報

a. 一般広報

「西宮市政ニュース」, 生涯学習情報 HP「であいワクワク」, 「西宮市文化振興財団ニュース」, 『博物館研究』, 「ひょうご考古学 まるごとミュージアム」 イベント情報

b. インターネット (西宮市立郷土資料館 on the web)

西宮市インターネットサイト内に「歴史と文化財」として、郷土資料館および文化財に関する情報ページを運営した。

URL=<http://www.nishi.or.jp/homepage/kyodo/>

(4) トライやるウィーク

学校：西宮市立瓦木中学校2年生・西宮市立甲陵中学校2年生

人数：8人

期間：平成22年5月24日(月)～5月28日(金)

実施日時	実施内容(午前)	実施内容(午後)
第1日 平成22年5月24日(月)	(荒天のため中止)	
第2日 平成22年5月25日(火)	資料の写真撮影	委託事業の納品立会 館内案内
第3日 平成22年5月26日(水)	常設展示室の研究(1)	常設展示室の研究(2)
第4日 平成22年5月27日(木)	常設展示室の研究(3)	名塩和紙学習館
第5日 平成22年5月28日(金)	全体総括会	見学(ラジオ番組の録音)

7. 共催・後援事業

(1) 講座・講演会

a. (財)黒川古文化研究所 夏季講座

平成22年7月31日(土)午前9時30分～午後0時30分

テーマ：唐宋時代の中国をたずねる

「唐宋時代における繪畫理論の變化」宇佐美文理氏(京都大学大学院文学研究科准教授)

「唐と宋 - その違いはどこにあるのか - 」梅原郁氏(黒川古文化研究所長)

参加人数：136人

場所：西宮市立勤労会館ホール

平成22年8月1日(日)午前9時30分～午後0時30分

「奈良時代における唐文化の伝来・抵抗・受容」水口幹記氏(立教大学文学部助教)

「ある入宋巡礼僧の記録」藤善眞澄氏(関西大学名誉教授)

参加人数：144人

場所：西宮市立勤労会館ホール

b. (財)辰馬考古資料館 講演会

平成22年11月6日(土)午後1時30分～午後3時

「銅鐸の二面性 - 銅鐸の“マツリ”の原像を探る - 」寺沢薫氏(奈良県立橿原考古学研究所)

参加人数：21人

場所：西宮市教育文化センター講座室

8. 資料の収集・保存・調査・研究

(1) 収蔵資料の概要 (合計 : 37,215 点)

	民俗資料	教育資料	考古資料	歴史資料	戦時生活資料	合計
平成21年度まで	8,905	17,166	638	10,031	943	37,683
平成22年度寄贈	0	0	0	1	0	1
平成22年度購入	0	0	0	38	0	38
平成22年度制作	0	0	0	0	0	0
累計	8,398	17,166	638	10,070	943	37,215

平成22年度登録削除 507点

a. 購入資料

歴史資料

中村文書 33点 / 西宮播半山荘図絵はがき 5点

b. 寄贈資料

歴史資料

国鉄 乗車券

(2) 図書を寄贈いただいた機関

青森県立郷土館、明石市立天文科学館、明石市立文化博物館、赤穂市立歴史博物館、芦屋市立美術博物館、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所飛鳥資料館、尼崎市立地域研究史料館、板橋区立郷土資料館、泉大津市立織編館、泉佐野市立歴史館いづみさの、伊丹市立博物館、一宮市博物館、茨木市立文化財資料館、岩手県立博物館、愛媛県歴史文化博物館、大分市立歴史資料館、大阪市立住まいのミュージアム 大阪くらしの今昔館、大阪府立近つ飛鳥博物館、大阪府立弥生文化博物館、大阪歴史博物館、大田区立郷土博物館、大津市歴史博物館、大山崎町歴史資料館、小野市立好古館、香川県立ミュージアム、鹿児島県大学総合研究博物館、柏原市立歴史資料館、葛城市歴史博物館、神奈川県立歴史博物館、河内長野市立郷土資料館、関西大学博物館、北九州市立自然史・歴史博物館、岐阜県博物館、京都市考古資料館、京都府京都文化博物館、(財)虚子記念文学館、熊本市立熊本博物館、呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)、神戸市立小磯記念美術館、神戸市立博物館、神戸深江生活文化史料館、国立科学博物館、国立歴史民俗博物館、埼玉県立川の博物館、堺市博物館、静岡市立登呂博物館、上越市立総合博物館、昭和館、吹田市立博物館、世田谷区立郷土資料館、太子町立歴史資料館、(財)竹中大工道具館、たつの市立龍野歴史文化資料館、千葉県立中央博物館 大利根分館、(財)鉄斎美術館、天理大学付属天理参考館、東京都江戸東京博物館、同志社大学歴史資料館、豊橋市立美術博物館、中野区立歴史民俗資料館、長野市立博物館、名古屋市博物館、奈良県立民俗博物館、南丹市日吉町郷土資料館、南丹市立文化博物館、新潟市歴史博物館、西宮市貝類館、西脇市郷土資料館、(財)日本のあかり博物館、日本はきもの博物館・日本郷土玩具博物館、沼津市歴史民俗資料館、パナソニック電工汐留ミュージアム、播磨町郷土資料館、東大阪市立郷土博物館、彦根城博物館、姫路市書写の里・美術工芸館、姫路市立美術館、姫路文学館、兵庫県立考古博物館、兵庫県立人と自然の博物館、兵庫県立歴史博物館、兵庫陶芸美術館、平塚市博物館、広島県立歴史民俗博物館、福岡市博物館、福岡市立神埼郡歴史民俗資料館、福井県立歴史博物館、府中市郷土の森博物館、(財)船の科学館、(財)ポーラ伝統文化振興財団、みくに龍翔館、向日市文化資料館、明治大学博物館、八尾市立歴史民俗資料館、野洲市歴史民俗博物館、立命館大学国際平和ミュージアム、和歌山県立文書館、和歌山県立博物館、和歌山市立博物館

(財)アイヌ文化振興・研究推進機構、芦原の歴史を学ぶ会、(財)遺芳文化財団、(財)大阪市博物館協会 大阪文化財研究所、大阪大学大学院文学研究科考古学研究室、(財)大阪府文化財センター、大手前大学史学研究所、お茶の水女子大学、香川県埋蔵文化財センター、(財)元興寺文化財研究所、関西学院大学史学会、関西郵趣連盟、(財)北九州市芸術文化振興財団、岐阜県「地域発!ふるさと学習」研究協議会、(財)京都市埋蔵文化財研究所、京都大学、(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター、宮内庁書陵部陵墓課、クテ打組紐技法研究会、高知大学人文学部考古学研究室、甲南大学、神戸市埋蔵文化財センター、神戸女子大学史学会、神戸女子民俗学会、神戸大学文学部・神戸大学大学院(人文学研究科) 神戸大学大学院海港都市研究センター、國學院大学博物館学研究室、滋賀県立大学人間文化

学部、滋賀民俗学会、島根大学、善段寺古墳群調査団、宝塚の古文書を読む会、たつの市埋蔵文化財センター、(財)東京都歴史文化財団、東邦考古学研究会、東京大空襲・戦災資料センター、東北大学大学院、徳島県埋蔵文化財センター、徳島大学埋蔵文化財調査室、鳥取大学、(財)長岡京市埋蔵文化財センター、奈良大学文化財学科、独立行政法人奈良文化財研究所、新潟市埋蔵文化財センター、西宮歌人協会、西宮古文書を読む会、西宮文化協会、(財)日本海事科学振興財団、(社)日本文化財保護協会、(社)日本ユネスコ協会連盟、花園大学史学会、阪神間の街道を歩く会、美術館連絡協議会、姫路市埋蔵文化財センター、姫路市立姫路市城郭研究室、ひょうご歴史文化フォーラム、(財)枚方市文化財研究調査会、福岡市埋蔵文化財センター、福岡大学人文学部考古学研究室、福島大学行政政策学類考古学研究室、(株)文化環境研究所、松阪市文化財センター、明治大学、(財)八尾市文化財調査研究会、八尾市立埋蔵文化財調査センター、やきもの里プロデュース倶楽部、歴史学と博物館のあり方を考える会、(財)和歌山県文化財センター、(財)和歌山市都市整備公社、和歌山大学、吉川弘文館

県市町村及び教育委員会(愛知県、青森県、明石市、朝来市、芦屋市、尼崎市、淡路市、池田市、和泉市、泉大津市、泉佐野市、板橋区、伊丹市、茨木市、宇治市、うきは市、宇佐市、越前市、大阪狭山市、小野市、小浜市、貝塚市、海南市、香川県、加古川市、加西市、かつらぎ町、上郡町、川西市、加東市、河内長野市、岸和田市、北九州市、北見市、京田辺市、草津市、神戸市、御所市堺市、三田市、佐用町、下田市、吹田市、泉南市、善通寺市、総社市、太子町、台東区、大東市、高石市、高砂市、多可町、高槻市、宝塚市、田尻町、徳島県、豊岡市、豊中市、富田林市、長岡京市、長野市、長浜市、新潟市、西脇市、沼津市、備前市、姫路市、兵庫県、枚方市、福岡市、福津市、福山市、袋井市、米原市、松阪市、三木市、三豊市、南あわじ市、箕面市、八尾市、野洲市、養父市、大和高田市)

(3) 収蔵資料の調査・研究

- a. 民俗資料の分類整理作業を実施した。
- b. 歴史資料(古文書)の整理作業を実施した。
- c. 岡本家文書研究
西宮市指定文化財「岡本家文書」大庄屋日記の翻刻を行った。
外部講師及び館職員(のべ33回)

(4) 収蔵資料の燻蒸処理

侵入昆虫の実態調査と、有害生物除去のため展示室および収蔵庫の燻蒸を下記の薬剤により行った。

侵入昆虫の実態調査

場所：常設展示室、第1・第2・第3・第4収蔵庫、工作室、事務室
実施日：平成22年10月1日(金)～平成22年10月18日(月)
内容：歩行昆虫用トラップによる捕捉。

燻蒸処理(歴史資料、民俗資料、古文書、教科用図書等)

場所：常設展示室、第1・第2・第3・第4収蔵庫
実施日：平成22年10月18日(月)
使用薬剤：ブンガノンVAガス、ライセント殺菌ガス

9. 文化財調査ボランティア

西宮歴史調査団

平成 18 年度より行っている市民主体の資料調査事業である。1 年間を通して活動し、月 1 回の定例会を行うとともに、参加者が 4 班に分かれ市内の調査を進めた。(のべ 411 人、124 日 ただし個人活動は除く)

a. 石造物調査班

市内の神社に伝わる石造物について、所在地、法量、材質、銘などを調査し、記録した。

調査員数：7 人

b. 橋調査班

国道 2 号に架かる橋の現況を調査し、記録した。橋に関する地域の歴史や言い伝えなどの聞き取り調査を行った。

調査員数：4 人

c. 街道調査班

神呪寺参詣道に関する道標、石造物などを調査、記録した。

調査員数：6 人

d. 地藏調査班

市内にまつられている地藏の形や状態を調査し、おまつりしている方々からの聞き取り調査などを行った。

調査員数：6 人

11 郷土資料館分館名塩和紙学習館の運営

伝統産業である「名塩紙」(国指定・兵庫県指定無形文化財)への理解を深めることを目的に、常設展示室において関連資料の展示を行うとともに、紙すき実習の指導を行った。なお、和紙学習館の運営にあたっては、その一部を名塩和紙学習館紙すき推進委員会に委託した。

1. 平成 22 年度利用状況

(1) 紙すき体験学習

事前に申し込みのあった団体に、専門の指導員が実習の指導を行った。

紙すき実習利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者総数	136	535	517	495	32	216	755	280	335	164	100	24	3589
学校利用者数	0	508	445	474	0	205	749	223	335	121	71	0	3131
一般利用者	136	27	72	21	32	11	6	57	0	43	29	24	458

(2) 常設展示

名塩紙の特徴やその歴史を深く理解してもらうため、紙すき道具や製品を展示するとともに、実際に紙をすく様子を撮影したVTRを映写し、観覧者の学習に供した。

展示室入場者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入場者総数	20	24	83	88	108	48	28	61	10	18	22	7	517
市内入場者数	3	18	12	34	98	1	6	9	4	0	11	6	202
市外入場者数	17	6	71	54	10	47	22	52	6	18	11	1	315

(3) 利用料金等

a. 実習指導負担金(市外の方は倍額 別途材料費)

10人～16人の団体：11,000円

17人～24人の団体：13,500円

25人～40人の団体：16,000円

b. 施設使用料等(上段：施設使用料、下段：冷暖房費、市外の方は倍額)

使用区分	実習室	集会室
9時～12時	1,000円	1,000円
	200円	200円
12時30分～17時	1,300円	1,300円
	260円	260円

2. 教育普及

少人数による和紙学習館利用を促進するため、郷土資料館紙すき教室を隔月で実施した。また、名塩紙の理解をより深めるため、原料の調整から紙すきまで全体を学習する実習講座を実施した。

(1) 郷土資料館紙すき教室

講師：八木米太郎氏（名塩和紙学習館紙漉き推進委員会）

場所：名塩和紙学習館実習室

第1回 平成22年5月9日（日）午後1時30分～3時30分 参加人数：3人

第2回 平成22年7月11日（日）午後1時30分～3時30分 参加人数：13人

第3回 平成22年9月12日（日）午後1時30分～3時30分 参加人数：11人

第4回 平成22年11月14日（日）午後1時30分～3時30分 参加人数：2人

(2) 名塩紙学習講座

「本格紙漉きに挑戦！雁皮から紙をすいてみよう」

第1日 平成23年1月28日（金）午後1時～3時30分

オリエンテーション／雁皮あらみしり・みずより

第2日 平成23年1月29日（土）午前10時～午後3時30分

釜たき／ちりより・しかけ

第3日 平成23年1月30日（日）午前10時～12時

抄紙／紙はき

第4日 平成23年2月1日（火）午後1時～3時30分

板下ろし／仕上げ／和紙よもやま話

講師：八木米太郎氏（名塩和紙学習館紙すき推進委員会）

参加人数：のべ52人

場所：名塩和紙学習館実習室

III 西宮市立郷土資料館条例および施行規則

1. 西宮市立郷土資料館条例

(昭和59年12月28日)

(西宮市条例第17号)

沿革

平成12年3月30日 条例59号 [1]

平成13年12月26日 条例20号 [2]

(設置)

第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、もつて市民の教育、文化の向上に資することを目的として、西宮市立郷土資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 資料館は、西宮市川添町15番26号に置く。

(分館) [2]

第2条の2 資料館の分館として名塩和紙学習館(以下「学習館」という。)を置く。 [2]

2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。 [2]

(事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示並びに和紙実習等に関すること。
- (2) 資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (4) 博物館、学校その他の関係機関と相互協力を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

[2]

(職員)

第4条 資料館に、館長その他の職員を置く。

(観覧料)

第5条 資料館の観覧料は無料とする。ただし、西宮市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるものについては、委員会が定めるところにより、観覧料を徴収することができる。

(使用の許可等) [2]

第6条 別表に掲げる学習館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 [2]

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 管理運営上支障があるとき。
- (5) その他委員会が使用を不相当と認めるとき。

[2]

(使用料の納付等) [2]

第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 [2]

2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。 [2]

(使用許可の取消) [2]

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上委員会が特に必要と認めるとき。

[2]

(使用権の譲渡等の禁止) [2]

第9条 使用者は、学習館の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。 [2]

(特別利用の許可)

第10条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 [2]

(原状回復等) [2]

第11条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。 [2]

(入館の制限) [1]

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者
- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者
- (4) その他管理上必要な指示に従わない者

[1] [2]

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。 [1] [2]

付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日西宮市条例第59号 [1] 西宮市立図書館条例等の一部を改正する条例3条による改正付則)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年12月26日西宮市条例第20号 [2])

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

別表 (第6条、第7条関係)

[2]

学習館使用料

区分		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで
施設	実習室	1,000円	1,300円
	集会室	1,000円	1,300円

備考 使用者が市外居住者である場合の使用料は、本表に規定する額の倍額とする。

2. 西宮市立郷土資料館条例施行規則

(昭和60年3月25日)
(西宮市教育委員会規則第11号)

沿革

平成14年2月12日 西教委規則16号 [1]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立郷土資料館条例(昭和59年西宮市条例第17号。以下「条例」という。)の施行について別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(観覧料)

第2条 条例第5条に規定する観覧料については、教育長が定める。

(特別利用)

第3条 資料の模写、模造、撮影等館内において特別利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、条例第10条の規定により、特別利用許可申請書を西宮市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。 [1]

- 2 委員会が特別利用を許可したときは、特別利用許可書を交付する。
- 3 特別利用は、所定の場所において館長の指示に従って行わなければならない。
- 4 委員会は、第2項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(館外貸出し)

第4条 資料の館外貸出しは、他の資料館、博物館、学校その他委員会が適当と認めるもののほか、受けることができない。

- 2 資料の館外貸出しを受けようとするものは、条例第10条の規定により館外貸出許可申請書を委員会に提出しなければならない。 [1]
- 3 委員会が資料の館外貸出しを許可したときは、館外貸出許可書を交付する。
- 4 資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。
- 5 委員会は、第3項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(学習館の使用許可申請) [1]

第5条 条例第6条第1項の規定により学習館の施設を使用しようとする者は、学習館使用許可申請書(以下「申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。 [1]

(学習館の使用許可) [1]

第6条 委員会は、学習館の使用を許可したときは、学習館使用許可書(以下「許可書」という。)を交付する。 [1]

(学習館の許可書の提示) [1]

第7条 使用者は、学習館を使用するときは、許可書を館長に提示し、その指示を受けなければならない。 [1]

(特別利用等の制限)

第8条 つぎの各号の一に該当するときは、特別利用および館外貸出しを許可しない。 [1]

- (1) 現に資料が展示されているとき。
- (2) 特別利用または館外貸出しにより資料の保存に影響があるとき。
- (3) 著作権者のある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (4) 寄託された資料で、寄託者の同意を得ていないとき。
- (5) その他委員会が、不適当と認めるとき。

(特別利用の取消し等)

第9条 委員会は、特別利用または館外貸出しの許可を受けたものが、許可の条件に違反したときもしくはそのおそれがあるときまたは館の運営上必要があると認めるときは、特別利用または館外貸出しの許可を取消し、停止し、または資料の返還を命じることができる。

[1]

(資料の寄贈および寄託)

第10条 資料を寄贈または寄託しようとする者は、委員会に申出なければならない。 [1]

- 2 委員会は、館の運営上必要があると認めるときは、前項の申出を受けることができる。
- 3 受託期間は、1年以上とする。

4 受託資料は、特別の契約がある場合のほか、市所有のものと同様の取扱いをする。

(学習館使用料の減免申請) [1]

第11条 条例第7条第1項ただし書の規定により、学習館の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、申請書にその旨を記載し、委員会の承認を受けなければならない。 [1]

(学習館の冷暖房費用の弁償) [1]

第12条 使用者は、学習館に備付けの冷房器及び暖房器を使用するときは、別表第1規定する額を弁償しなければならない。 [1]

2 前条の規定により学習館の使用料の減額又は免除を受けた使用者については、前項に規定する弁償金を減額し、又は免除する。 [1]

(休館日及び開館時間) [1]

第13条 資料館の休館日及び開館時間は、別表第2のとおりとする。 [1]

2 ただし、委員会が特に必要と認めるときは、前項の休館日及び開館時間を変更することができる。 [1]

(委任)

第14条 この規則に定める申請書その他の書類の様式およびこの規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。 [1]

付 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年2月12日西教委規則第16号 [1])

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

[1]

区分		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで
施設	実習室	200円	260円
	集会室	200円	260円

別表第2 (第13条関係)

[1]

施設名	休館日	開館時間
資料館 (学習館を除く。)	西宮市教育文化センター管理規則(昭和59年西宮市教育委員会規則第9号)に定めるところによる。	西宮市教育文化センター管理規則に定めるところによる。
学習館	1. 月曜日 2. 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで。 ただし、入館は午後4時まで

3. 西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館管理運営要綱

(平成 14 年 3 月 27 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西宮市立郷土資料館条例(昭和 59 年西宮市条例第 17 号。以下「条例」という。)及び西宮市立郷土資料館条例施行規則(昭和 60 年西宮市教育委員会規則第 11 号。以下「規則」という。)に基づき、西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館(以下「学習館」という。)を社会教育施設として広く市民の利用に供するために必要な事項を定める。

(施設等の定義)

第 2 条 この要綱において、施設とは条例別表の各室の他、学習館に備付けの備品等をいう。

(使用各室の定義)

第 3 条 各室の定義は、別表第 1 のとおりとする。

(使用制限)

第 4 条 次の各号に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 23 条に該当するとき。
- (2) 施設使用において、使用人数が 4 人以下のとき。ただし、実習指導を伴うときは、使用人数が 9 人以下又は 41 人以上のとき。
- (3) 飲酒・飲食を主たる目的とするとき。
- (4) 小学生以下の者だけの使用で、保護者等の同意書又は付添いのないとき。
- (5) 近隣に迷惑がおよぶおそれがあるとき。
- (6) その他、教育委員会が使用を不相当とみとめるとき。

(使用受付期間)

第 5 条 使用許可申請の受付は、使用しようとする日の属する月の 2 月前の初日から末日までとする。使用許可の決定は、紙すき実習指導及び名塩和紙に関する学習等の施設使用許可決定の後にその他の施設使用の許可決定を行なう。

(冷房器・暖房器の使用期間)

第 6 条 冷暖房器の使用期間は原則として、暖房器は 1 月から 6 月まで及び 10 月から 12 月までとし、冷房器は 7 月から 9 月までとする。

(使用料・弁償金の納付)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項の規定による使用料の納付は、市が指定する金融機関で規則第 6 条に規定する使用許可書の交付日から 10 日を納期限とする。ただし、納期限の当日が当該金融機関の休業日のときは、翌営業日とする。

- 2 規則第 12 条第 1 項に定める冷暖房費用の弁償金(以下「弁償金」という。)の納付については、規則別表第 1 の額を前項に定める使用料と同じ方法・時期で納付しなければならない。
- 3 既に納付した弁償金は、返還しない。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)において特別の理由があると認めるときは、その一部又は全額を返還することができる。

(実習指導負担金の納付)

第 8 条 学習館で、紙すき実習指導(以下「指導」という。)を受けるときは、規則第 5 条に基づく使用許可申請の際にその旨記載し、許可を受けなければならない。この場合において、指導の許可を受けた者は、別表第 2 に規定する額(以下「負担金」という。)を第 7 条第 1 項に定める使用料と同じ方法・時期で納付しなければならない。

- 2 規則第 11 条による使用料の減額又は免除を受けた使用者は、前項に定める負担金を、減額し、又は免除する。

(使用料、弁償金及び負担金の減額及び免除)

第 9 条 使用料、弁償金及び負担金の減額及び免除は、次の各号に掲げる区分及び比率による。

- (1) 市又は紙すき推進委員会が主催する行事に使用するとき 10割
- (2) 市内に在住、在学又は在園する生徒、児童又は幼児が半数以上を占める団体が平日に使用するとき 10割
- (3) (2)に該当する団体が平日以外に使用するとき 5割
- (4) 市内に在住、在学又は在園しない生徒、児童又は幼児が半数以上を占める団体が平日に使用するとき 5割
- (5) (4)に該当する団体が平日以外に使用するとき 3割
- (6) 身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者が半数以上を占める団体が使用するとき 10割
- (7) その他委員会が特別の理由があると認めるとき 委員会が相当と認める率

(使用料、弁償金及び負担金の還付)

第10条 使用料、弁償金及び負担金の還付は、次の各号に掲げる区分及び率による。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき 10割
- (2) その他委員会において特別の理由があると認めるとき 委員会が相当と認める率

(使用料、弁償金及び負担金の還付申請)

第11条 使用料、弁償金及び負担金の還付を受けようとする者は、和紙学習館過誤納還付申請書を委員会に提出しなければならない。

(推進委員会への委託)

第12条 学習館の紙すき実習指導をするために必要な事項を「西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館名塩和紙紙すき推進委員会」(以下「推進委員会」という。)に委託する。

(推進委員会規約)

第13条 推進委員会は、次に掲げる項目について規約を定め、委員会に報告しなければならない。

- (1) 設置目的及び事業内容
- (2) 設置場所
- (3) 役員、職員に関する事
- (4) 実習指導員、実習準指導員及び助手に関する事
- (5) 推進委員会の会議の運営に関する事
- (6) 会計及び監査に関する事
- (7) 規約の改正に関する事
- (8) その他細目に関する事

(実習指導報償費)

第14条 委員会は、推進委員会に対し実習指導報償費として推進委員会からの報告に基づき翌月に支払うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定める申請書その他の書類の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 使用各室の定義

室名	定義
集会室	会議、実技等多目的に使用する部屋
実習室	紙すき実習を主たる目的に使用する部屋

別表第2 (第8条関係) 実習指導負担金

使用人数	実習指導負担金額
10人から16人まで	11,000円
17人から24人まで	13,500円
25人から40人まで	16,000円

備考 使用者が市外居住者の場合の負担金は、本表に規定する額の倍額とする。

4. 西宮市教育文化センター管理規則

(昭和60年3月25日)
(西宮市教育委員会規則第9号)

沿革

- 昭和63年7月25日 西教委規則5号〔1〕
- 平成4年7月16日 西教委規則3号〔2〕
- 平成11年5月11日 西教委規則3号〔3〕
- 平成12年3月31日 西教委規則19号〔4〕
- 平成13年4月10日 西教委規則2号〔5〕
- 平成16年1月14日 西教委規則8号〔6〕
- 平成18年3月8日 西教委規則12号〔7〕
- 平成19年3月14日 西教委規則15号〔8〕

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立図書館条例(昭和36年西宮市条例第3号)により設置された西宮市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)、西宮市立ギャラリー条例(昭和59年西宮市条例第16号)により設置された西宮市立市民ギャラリー(以下「ギャラリー」という。))及び西宮市立郷土資料館条例(昭和59年西宮市条例第17号)により設置された西宮市立郷土資料館(以下「資料館」という。))の管理に関して、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。〔5〕

(教育文化センター)

第2条 この規則においては、中央図書館、ギャラリーおよび資料館により構成される施設を総称して、西宮市教育文化センター(以下「センター」という。)という。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 中央図書館 西宮市立図書館条例施行規則(昭和59年西宮市教育委員会規則第10号)に定めるところによる。
- (2) ギャラリー 午前10時から午後6時まで。ただし、入館は午後5時30分まで
- (3) 資料館 午前10時から午後5時まで。ただし、入館は午後4時30分まで

〔1〕〔3〕〔7〕〔8〕

2 前項の規定にかかわらず、西宮市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。〔5〕〔8〕

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は変更することができる。

- (1) 中央図書館 西宮市立図書館条例施行規則に定めるところによる。
- (2) ギャラリー
ア 毎週月曜日
イ 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

- (3) 資料館
ア 毎週月曜日
イ 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

〔1〕〔2〕〔5〕〔6〕〔8〕

(遵守事項)

第5条 センターに入館した者は、つぎの事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害をおよぼし、または迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 資料、展示品等を損傷し、汚損し、または滅失しないこと。
- (3) センターの管理上支障となる行為をしないこと。

〔4〕

2 ギャラリーおよび資料館においては入館者は、前項に掲げるもののほか、つぎの事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示品の近くでインク、墨等を使用しないこと。
- (2) 特に指定したものを除き、展示品に触れないこと。
- (3) 委員会の許可を受けないで資料および展示品の模造、模写、撮影等を行わないこと。

(原状回復等)

第6条 センターの施設、設備または資料、展示品を損傷し、または滅失した者は、それを原状に復し、または委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。〔4〕

(教育長への委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。〔4〕

付 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年7月25日西教委規則第5号〔1〕)

この規則は、昭和63年9月1日から施行する。

付 則(平成4年7月16日西教委規則第3号〔2〕)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

付 則(平成11年5月11日西教委規則第3号〔3〕)

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

付 則(平成12年3月31日西教委規則第19号〔4〕)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年4月10日西教委規則第2号〔5〕)

この規則は、平成13年4月20日から施行する。

付 則(平成16年1月14日西教委規則第8号〔6〕)

この規則は、平成16年2月1日から施行する。

付 則(平成18年3月8日西教委規則第12号〔7〕)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月14日西教委規則第15号〔8〕西宮市立図書館条例施行規則及び西宮市教育文化センター管理規則の一部を改正する規則2条による改正付則)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

西宮市立郷土資料館報 平成 22 年度 (2010 年度)

編集・発行 西宮市立郷土資料館

兵庫県西宮市川添町 15 番 26 号

郵便番号 : 662-0944

電話 : 0798-33-1298

internet pages : www.nishi.or.jp/homepage/kyodo/

発行年月日 平成 23 年 (2011 年) 5 月 30 日